

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日の場合は翌日発行)

目次
◆告示 農村地域工業導入実施計画

告示

鳥取県告示第九百三十四号

農村地域工業導入促進法（昭和四十六年法律第百二十二号）第五条第一項の規定に基づき、鳥取県倉吉工業導入地区農村地域工業導入実施計画を定めたので、同法同条第八項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

昭和四十七年十一月十七日

鳥取県知事 石 破 一 朗

鳥取県倉吉工業導入地区農村地域工業導入実施計画（概要）

本計画において対象とする地域は、倉吉市および東伯郡全域にわたる1市9町村からなり、中部広域市町村圏、中部地方生活圏および中部農業経済圏の圏域と一致する。

当地域は、県下で最も立地条件に恵まれた農業地域で、かねてから土地基盤整備事業、農業構造改善事業、農業経済圏整備事業等農業に係る投資が重点的に行なわれてきた。今後、さらに農業の広域的な開発を進め、広域農業経済圏としての機能を強化するため、生産近代化施設、流通近代化施設、加工施設等の整備が計画されている。

農業近代化を推進するためには、農業技術の進歩とあわせて農業就業構造を改善し、農業経営規模の拡大と労働生産性の上昇を実現させることが最も必要なことである。そのためには、地域内で他産業への就業の機会を確保することが強く要請される。

本地域の工業は、食料品・木材家具・金属・繊維等の業種で占められ、その大半は中小企業である。また、企業の集積は遅れているため、他地域に比べて、工業への就業の機会が安定性に乏しく、県外就職率は高い。したがって、地域産業の振興を図り住民の所得水準を向上させるためには、既存企業の近代化と生産性の向上を進めるとともに、地域の特性に即した工業の拠点開発を進め、産業構造の高度化を推進しなければならない。このような見地から、本地域の中核都市倉吉市に拠点工業団地を設定するものとし、農村地域工業導入促進法に基づき、農村地域工業導入基本方針および鳥取県農村地域工業導入基本計画に即して次のように実施計画を定める。

なお、この実施計画は昭和50年度までに達成するものとする。

- 第1 工業導入地区の区域
 - 1 工業導入地区の所在地 鳥取県倉吉市国府・秋喜
 - 2 工業導入地区の名称 倉吉工業導入地区
 - 3 工業導入地区の面積 (地目別㎡)

農地	宅地		その他		合計
	探草放牧地	宅地	山林原野	埋立その他	
田	496	—	—	—	496
普通畑	—	—	—	—	—
畑	—	—	—	—	—
244,878	—	—	—	—	244,878
					245,374

4 地域開発、土地利用計画諸法との関係

- (1) 都市計画法との関係

地区の所在する倉吉市は、都市計画法第5条の規定に基づき都市計画区域が一部指定されており、本地区もその区域内に含まれている。また、同法第8条に基づき用途地域は現在定められていないが、昭和47年度中には定められることになっており、本地区は工業地域として予定されている。
- (2) 工場立地の調査等に関する法律との関係

工場立地の調査等に関する法律に基づき昭和37年度の立地条件調査において工場適地として指定された区域にある。
- (3) 農業振興地域の整備に関する法律との関係

本市は、昭和46年農業振興地域の指定を受けており、当工業導入地区は農業振興地域内である。しかし、その後都市計画法に基づき用途区域の指定作業が進められており、その決定に当たっては、当

導入地区を農業振興地域から変更除外する方針である。

- (4) 土地改良事業等の農業投資の区域および農業用施設、道路、水路等の位置

工業導入地区に係る土地改良事業の概要は、次のとおりである。

事業名	施行者名	施行期間	土地改良財産等	備考
区画整理事業	輪王寺耕地整理組合	昭和10年8月～11年5月	道路、水路	
	面積 60ha			

第2 導入すべき工業の業種および規模

昭和50年度までに工業導入地区に導入すべき工業の業種および規模は、次のとおりとする。

1 導入すべき業種

倉吉地域の工業は、繊維工業・金属工業・食料品工業・木材家具工業などを主要業種としているが、1事業所当たりの工業出荷額は約1億円で、他地域に比べてかなり低い。今後、当地域の産業開発を促進するためには、都市型産業特に機械関係の付加価値の高い業種の導入を考慮する必要がある。また、県東部に集積している電気機械等の波及効果を考慮して、次の業種を導入することとする。

- 鋼材加工、鋳鉄铸件製造
- 金属熱処理製品
- 一般機械器具製造
- 自動車同付属品製造
- 電気機械器具製造

2 導入すべき工業の規模

本地区の総面積245,374㎡のうち工業用地面積は156,900㎡(63.9%)で、そのほか、公害防止等の観点から緑地51,346㎡(21.0%)、道水路37,128㎡(15.1%)を予定している。

導入すべき工業に要求される雇用期待従業員数は、当地区の産業開発を促進し、農業転職者を雇用するに最適な鉄鋼・金属・機械等の業種を予定し、その出荷額64億円を基に、新規企業の労働生産性から割出して目標時点の必要労働力を推計した。

区 分	用地面積 ㎡	雇用期待従業員数		導入企業 による工 業出荷額 百万円
		男 人	女 人	
鉄 鋼 業	60,800	240	110	350
金属製品製造業	21,800	100	40	140
一般機械器具製造業	53,000	300	130	430
輸送用機械器具製造業	10,900	140	60	200
電気機械器具製造業	10,400	40	80	120
計	156,900	820	420	1,240
				6,400

第3 導入される工業への農業従事者の就業の目標

導入される工業への農業従事者の就業者数は、次のとおり見込むものとする。

農業従事者の就業の目標			雇用期待従業員数に対する農業従事者の割合		
男	女	男女計	男	女	男女計
(%) 630	(%) 320	(%) 950	(%) 76.6	(%) 76.2	(%) 76.5

第4 工業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標

工業の導入と相まって昭和50年度までに促進すべき農業構造の改善に関する目標は、次のとおりとする。

1 農家および農業就業者の見通し

区 分	農 家 戸 数	農 家 人 口	農業就業者数
昭和45年(現況)	14,860 戸	69,409 人	24,458 人
昭和50年(目標)	13,600 戸	58,700 人	21,000 人

農家戸数、農家人口ならびに農業就業者数とも年々減少が続いている。今後この傾向は持続するものと思われるが、当地域に計画的に工業の導入を図ることによって、農家からの他産業に対する安定的就業もかなり見込まれ、規模拡大と省力化を前提とする農業構造の改善が一層促進されることが期待できる。

2 目標営農類型

農業によつて自立を図ろうとする自立経営志向農家が、生産性の高い農業経営の基盤を確立しよう、第8にかかげる農業構造改善事業、土地基盤整備事業等各種の農業投資を積極的に図るものとする。この場合、自立経営志向農家の農業所得目標額を他産業従事家庭の所得と均衡する200~250万円程度と見込むものとし、その営農類型を例示すれば次のとおりである。

類 型	経営農用地等 面積	労働力構成	資 本 装 備	農業所得	備考
① 水稲専業経営 営	水田 4ha 稚苗移植	基幹 1人 補助 1人	小型トラクター 動力田植機 動力散粉機 バイソダー ハーベスター 乾燥機 育苗機	200万円	
② 水稲協業経営 営 (任意組合 6戸)	水田 4ha (作業規模24ha) 直播	基幹 1人 補助 1人	乗用トラクター アームスプレヤー 播種機 タイララー 自脱型コンバイン 乾燥機	200万円 (1,200万円)	
③ 稲麦作複合 協業経営 (任意組合 6戸)	水田 4ha (直播 稚苗移植 1ha ビール麦 1ha (作業規模30ha))	基幹 1人 補助 1人	乗用トラクター アームスプレヤー 播種機 タイララー 自脱型コンバイン 乾燥機 動力田植機 育苗機	210万円 (1,260万円)	
④ 野菜施設園 芸専業経営	施設規模 3,000㎡	基幹 2人 補助 1人	歩行用トラクター タイララー	230万円	
⑤ 野菜稲作複 合経営 (任意組合 10戸)	水田 1.2ha 水稲 1.0ha (ながいも 1.0ha だいこん 0.5ha うち協業部門は畑 作部門)	基幹 2人 補助 1人	歩行用トラクター 動力田植機 動力散粉機 バイソダー 移動脱穀機 乾燥機 育苗機 乗用トラクター 動力噴霧機 深耕機 掘取機 施肥播種機	220万円 (2,200万円)	鉄骨ハウス 中暖房兼土壌消 毒施設 自動かん水兼施肥 施設 自動強制換気施設 自走式薬剤散布兼 運搬施設
⑥ 野菜稲作複 合経営	水田 2.0ha 施設 2,000㎡ (水稲 2.0ha いちご 2,000㎡)	基幹 1人 補助 1人	歩行用トラクター 動力田植機 動力散粉機 バイソダー 移動脱穀機 乾燥機	220万円	

<p>⑦ 野菜花き作畑 協業経営 (任意組合 5戸)</p>	<p>畑 3.0ha すいか 2.0ha 芝 1.0ha (作業規模 15ha)</p>	<p>基幹 2人 補助 1人 乗用トラクター ゾロロキヤスタ 1人</p>	<p>育苗機 バイブハウス 動力噴霧機 自動かん水装置 地中暖房施設</p>	<p>210万円</p>
<p>⑧ 花き作協業畑 経営 (任意組合 10戸)</p>	<p>畑 2.2ha 花木 0.7ha 芝 1.5ha (作業規模 22ha)</p>	<p>基幹 2人 乗用トラクター モーア ソーバカッター 芝刈機 芝刈機</p>	<p>200万円 (2,000万円)</p>	
<p>⑨ 果樹作協業なし園 経営 (任意組合 5戸)</p>	<p>なし園 2.0ha 20世紀1.0ha 早生品種1.0ha (作業規模 10ha)</p>	<p>基幹 2人 補助 1人 トラクター ロータリーカッター ゾロロキヤスタ 1人</p>	<p>250万円 (1,250万円)</p>	
<p>⑩ 果樹稲作協なし園 業経営 (任意組合 10戸)</p>	<p>なし園 1.5ha 水田 1.0ha (作業規模 25ha)</p>	<p>基幹 2人 補助 1人 歩行トラクター 育苗機 動力田植機 動力散粉機 バイソダー 移動脱穀機 乾燥機 スピードスプレヤ 1人</p>	<p>300万円 (3,000万円)</p>	<p>ロータリートラクタ ヤー スピードスプレヤ ローターベーター 採種機、開蒔装置 花粉散布機 農用トラツク</p>
<p>⑪ 果樹稲作協なし園 業経営 (任意組合 10戸)</p>	<p>なし園 1.5ha 露地 1.0ha ハナス 0.5ha 水田 1.0ha (作業規模 25ha)</p>	<p>基幹 1人 補助 1人 動力運搬機 オートコヤスタ 農用トラツク オートコヤスタ 1人</p>	<p>270万円 (2,700万円)</p>	<p>オートコヤスタ 農用トラツク 乗用トラクター スピードスプレヤ</p>

⑮ 養豚專業経営 繁殖母豚 30頭 種雄豚 2頭 育成豚 10頭 常時肥育 200頭	基幹 2人 補助 1人 土地放飼場 繁殖豚舎、肉舎 消毒槽等一式 電気マツト 去勢用器具、リヤ カ一 軽自動車	20a 200万円
⑯ 探卵鶏種作探卵鶏常時 複合経営 水田 1.5ha 5,000羽	基幹 2人 補助 1人 鶏舎 飼料タソク 鶏ふん焼却炉 歩行用トラクタ一 動力田植機 動力散粉機 バイソダー 移動脱穀機	230万円
⑰ 食鶏專業経営 常時 18,000羽	基幹 1人 補助 1人 育成舎 3棟 (鉄骨 平屋) 給排水施設 床面給温施設 飼料タソク 3基	240万円

	鶏ふん処理施設 自動給飼装置 3基 ホツノペー 幼すう飲水器等
--	--

第5 工業の導入に伴う工場用地と農用地等との利用の調整に関する事項

ア 当工業導入地区は、昭和10年輪王寺耕地整理組合が事業主体となつて実施した耕地整理事業の施行区域になつてゐる。現在組合には資産・負債ともなく、道路、水路、取水口等の維持管理の負担金を徴収している程度であり、調整が可能である。

イ 工業導入地区内には、道路、水路のほかには、土地改良施設等農業施設は認められない。道路は導入地区の東南部において一部分断される箇所が生ずるが、外郭に沿つて付替道路を団地造成時に新設することにより調整を図ることとする。また、導入地区を南北に縦貫する水路は、用水よりむしろ導入地区南部一帯の農業排水路として利用されてきたものであるため、導入地区内の水路と接続することにより周辺農地に及ぼす影響は考えられない。したがつて既設水路を農業・工業両排水専用路として利用することにより調整を図るものとする。

ウ 導入企業の用水は、国府川が水利権設定河川となつてゐるため、国府川からの取水は困難である。地下水の取水については、導入地区内では豊富な量を期待することは困難であるが、導入地区から約1kmの地点で取水することにより必要量は十分まかなえるものとみられる。

エ 工場排水は農業用排水路を併用することとするが、排水する国府川

の下流に北条用水、羽合用水、北条浜畑地かんがいがあるため、工場排水は化学処理等を講じて紛争の生じないよう措置することが必要である。

第 6 工場用地その他の施設の整備に関する事項

1 工場用地の整備

工場用地として16ヘクタール、関連施設用地を含めて約25ヘクタールの用地の確保については、昭和48年度までに行なうものとする。また、団地の造成については、工業再配置促進法との関連を考慮しつつ、昭和50年度までに行なうよう努めるものとする。この場合における用地の取得造成は開発公社において行なうものとする。

2 工業用水・排水・団地内の道路、緑地等その他の施設の整備

ア 工業用水としては、団地1畑地点の福守町地内(国府川、小鴨川合流地点)に水量豊富な伏流水が賦存しているので、この水を利用することとする。

イ 工場排水については、団地内中央部を南北に貫流している農業用排水路を暗渠として併用し、国府川に放流することとするが、公害発生の未然防止を図るため立地企業ごとに用地内に科学処理用の施設、溜池等を設置し、処理後の水を排水路に放流するものとする。

ウ 団地内の道路は、県道倉吉、東伯線からの進入路をほぼ中央部に設けて、これを幹線道路とし、また団地外郭部に環状道と、中央幹線道よりの支線道と緑地帯との分離面に支線道も設置し、導入企業の事業運営の利便を図るものとする。

エ 団地東側に倉吉西高等学校の建設が予定されているので、緩衝地帯としての公園緑地約5ヘクタールを設けることとする。

第 7 労働力の需給の調整および農業従事者の工業への就業の円滑化に関する事項

1 労働力の需給の調整

昭和46年から50年までにおける当地区の労働力総需要は、1,240人と推計される。一方、供給は、農業から工業への離転職者760人(男子530人、女子230人)、農家の子弟190人(男子100人、女子90人)およびその他の者290人(男子190人、女子100人)で、総供給1,240人を見込むものとする。

2 農業従事者の工業への就業の円滑化を図るため、農業者転職対策会議、農村人材銀行(地域内1か所)および農業者転職相談員を配置し、きめ細かな職業相談、職業指導および職業紹介を行ない、中高年令層に対しては、農業者転職援助金制度および職業転換給付金制度を活用するほか、農業者の希望と能力に即した農業者転職訓練、能力再開発訓練等を積極的に実施する。なお、労働者の定着および福祉の増進を図るため、雇用促進事業団による雇用促進住宅、勤労青少年体育センター等をそれぞれ当地区を中心に建設整備する。

第 8 工業の導入と相まって農業構造の改善を促進するために必要な農業生産の基盤の整備および開発その他の事業に関する事項

工業の導入と相まって第4の農業構造の改善に関する目標を達成するため、次により事業を実施する。

農 業 構 造 改 善 事 業 種	農 業 協 同 組 合	農 業 協 同 組 合	農 業 協 同 組 合	農 業 協 同 組 合
(東伯町)	同農協	同農協	同農協	同農協
受益面積 75ha	農地転換造成改良 45ha	園芸団地造成 (ハウス 630棟)	園芸地域施設 (やさい加工施設 1棟)	受益面積 298ha
補助事業 319,120	融資事業 17,100	補助事業 209,110	融資事業 80,840	補助事業 209,110
昭和48~51年度	昭和48~51年度	昭和45~48年度	昭和45~48年度	昭和45~48年度
(赤碓町)	農業協同組合等	園芸地域施設 (梨集出荷施設 1棟)	畜産協業施設 (飼料) (トラクター 3台外)	畜産団地造成 (各1棟外)
		畜産団地造成 (乳牛舎、育成牛舎)	養蚕協業施設 (トラクター 1台外)	養蚕団地造成 (仕蚕飼育施設 1棟外)
		養蚕地域施設 (雅蚕飼育所 1棟外)	農業管理センター (1棟)	

事業の種類	事業の概要	事業主体	受益面積	事業費	事業年度(予定)
一般	ほ場整備事業	県	224ha	530,914千円	昭和41~47年度
一般	①大倉地区	〃	419	312,027	41~48
一般	②久米ヶ原地区	〃	〃	696,000	42~48
一般	北条砂丘地区	〃	区画整理 436 暗きよ排水 90	470,000	47~51
一般	北条2期地区	〃	314	550,000	47~51
一般	関金地区	〃	225	506,000	48~54
一般	③横田地区	〃	320	690,000	50~55
一般	赤碓地区	〃	300	1,247,380	46~50
一般	その他	土地改良区等	475 16地区		
一般	かんがい排水事業	県	受益面積 424ha	494,000千円	昭和38~48年度
一般	④天神野地区	〃	210	108,540	43~46
一般	羽合地区	〃	347	612,000	40~49
一般	⑤久米ヶ原地区	〃	627	1,950,000	48~56
一般	赤碓地区	〃	700	3,000,000	49~57
一般	東伯地区	〃	220	2,000,000	49~57
一般	大栄地区	〃	589	170,000	49~52
一般	⑥江北地区	〃	9地区	142,420	46~50
一般	その他	土地改良区等			

土地	地	基	盤	整	備	業	事	業
中部地区広域整備 農団地農道整備 事業	⑦倉吉地区	岡山地区	岡山地区	岡山地区	岡山地区	岡山地区	岡山地区	岡山地区
受益面積 延長	7,900ha 21,000m	1,500,000千円	昭和 48~52 年度	70ha	247,500千円	昭和 42~46 年度	110ha ^c	250,000
受益面積 延長	6,000ha 17,500m	1,200,000	50~54	75ha 4地区	147,830	46~50	52ha 2地区	118,800
農免農道事業	⑧大平地区	湖西地区	加勢地区	安田地区	大栄地区	志津地区	その他	その他
受益面積 延長	172ha 3,808m	74,950千円	昭和 43~46 年度	321ha 4,527m	30,000	47~49	1,800ha 19,000m 6地区	370,000
受益面積 延長	111ha 2,235m	102,110	44~47	337ha 2,530m	37,270	46~48		
受益面積 延長	210ha 1,751m	33,870	44~46	321ha 4,513m	66,510	45~47		
受益面積 延長	202ha 4,513m	66,510	45~47	321ha 4,527m	30,000	47~49		
受益面積 延長	337ha 2,530m	37,270	46~48	321ha 4,527m	30,000	47~49		
受益面積 延長	321ha 4,527m	30,000	47~49	321ha 4,527m	30,000	47~49		
受益面積 延長	1,800ha 19,000m 6地区	370,000	48~52					

関金町山寺線 畑地総合事業 赤崎地区	岡山地区	岡山地区	岡山地区	岡山地区	岡山地区	岡山地区	岡山地区	岡山地区
受益面積 延長	60ha 3,000m	30,000千円	昭和 50~51 年度	490ha	490,000千円	昭和 50 年度		
受益面積	490ha	490,000千円	昭和 50 年度					

事業 の 種類	事業の概要	事業主体	農地		採草放牧地		未墾地		事業年度 (予定)	備考	
			買入 面積 ha	交換 戸数	買入 面積 ha	交換 戸数	買入 面積 ha	交換 戸数			
一般	農地保有合理化 促進事業	農業者年 農基金 農委員会 計	50	330	50	0	0	15	30	4	4
一般	農地保有合理化 促進事業	農業者年 農基金 農委員会 計	10	70	10	0	0	0	0	0	0
一般	農地保有合理化 促進事業	農業者年 農基金 農委員会 計	40	270	40	2	2	0	12	24	3
一般	農地保有合理化 促進事業	農業者年 農基金 農委員会 計	100	670	100	2	2	0	27	54	7

事業 の 種類	事業の概要	事業主体	受益面積	事業費	事業年度 (予定)	備考
一般	⑩農村施設等 総合整備事 業 (倉吉市)	農業協同 組合	3,182ha 農地造成改良 (果樹園) 85ha 採卵菜びな育すう施 設 (育すう舎 8棟) 養豚団地造成 (繁殖豚舎 5棟)	補助事業 1,100,000 融資事業 300,000 千円	昭和 47~50 年度	
その他						

年度	昭和三十九年度	昭和三十八年度	昭和三十七年度
一	16,740千円	36,280千円	200ha
の	昭和三十九年度	昭和三十八年度	昭和三十七年度
他	昭和三十九年度	昭和三十八年度	昭和三十七年度

第9 工業の導入に伴う公害の防止に関する事項

企業の導入に当たっては、公害関連法（大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、悪臭防止法）、鳥取県公害防止条例等の規制基準に適合することは勿論であるが、規制基準以下でも必要に応じて公害防止協定の締結により公害の未然防止を図るものとするが、特に下記事項について配慮するものとする。

ア 当地区は、天神川上流の支川である国府川の沿岸にあるので、工場から排出される汚水の処理については、特に留意を要する。したがって、水質汚濁の恐れがある企業は誘致しないものとし、誘致された企業にあつても排水処理施設の整備を十分行なうよう指導する。

イ 騒音については、導入想定企業よりみて、機械騒音が想定されるので、これの防止対策としては、企業の張付けの選定、あるいは工場周辺の緑地帯の設置について特に留意するものとする。

ウ 悪臭については特に廃棄物の焼却の場合を除いて、その発生はあま

り考えられないが、悪臭防止施設について特に配慮するものとする。
エ 進出企業に対しては、立地に先立ち公害の事前調査を行なうものとする。

第10 その他

工業導入地区の用地確保に当たっては、土地提供者に対して適正な価格を補償するのみならず、事情の許す限りその者の生活再建のために必要な推置を講ずる。

すなわち、導入企業に対する優先的雇用、職業訓練、農業者転職援助金制度の活用等の職業あつせんに努めるとともに、農業によつて自立経営を指向しようとする者に対しては、農業近代化資金の融通、農地保有合理化促進事業による農用地のあつせん等、実情に即して配慮するものとする。